

山梨県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県外国人介護人材獲得強化事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 知事は、海外からの外国人材の受入体制の確立を図るため、県内の介護サービス事業者、介護福祉士養成施設が、送り出し国におけるマーケティング活動や海外現地の学校等との関係構築・連携強化、プロモーション活動などの実施に要した費用について、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた介護サービス事業者、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく指定を受けた介護福祉士養成施設とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金の補助対象、補助額、補助対象経費及び補助率は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金交付申請書には、様式第1号において定める書類を添付しなければならない。
- 4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増加を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 知事は、前条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、前条ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

2 前項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認：事業内容変更承認申請書（様式第2号）

(2) 前項第2号の承認：事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

3 この補助金の対象経費について、他の補助金等と重複して交付を受けてはならない。

（実績報告）

第7条 実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 実績報告書には、様式第4号において定める書類を添付しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入税額控除額を減額して報告しなければならない。

4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合には、その報告に係る補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付時期等）

第9条 この補助金は前条の規定による補助金の確定後において交付する。

2 補助事業者は、様式第5号による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第10条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第11条 補助事業に係る書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

補助の対象	事業実施期間	補助額
<p>(ア) 送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集 外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うための送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等の実施</p> <p>(イ) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的とした、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動及び必要となる宣材ツールの作成等</p> <p>(ウ) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・ 日本の介護に関する P R、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・ 上記取組を実施するための宣材ツールの作成等 <p>(エ) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組</p> <p>※外国人介護人材を採用する際の職業紹介業者に支払う手数料は、補助対象外とする</p>	<p>補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の 4 月 1 日から 1 月 3 1 日までとする。</p>	<p>1 法人当たり 5 0 万円以内</p>

別表 2

補助対象経費	算定基準	補助率
<p>給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料</p>	<p>1 法人当たり 5 0 万円以内を補助基準額とし、補助基準額と補助対象経費の実支出額のいずれか低い額とする。</p> <p>ただし、算出した補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>10/10</p>